

# 令和7年度 第5回施設長会 資料10

(川崎市社会福祉協議会 施設部会 老人福祉施設協議会)

## — 議 題 —

- 1 各プロジェクト委員会の進捗状況等について …資料1  
(1) 災害プロジェクト委員会について  
(2) 人材プロジェクト委員会について
- 2 施設長会情報交換会テーマについて …資料2
- 3 お茶の水ケアサービス学院法定研修動画の資料について …資料3
- 4 神奈川県社会福祉協議会老人福祉施設協議会について …資料4  
・第23回かながわ高齢者福祉研究大会実行委員の選出について
- 5 公益社団法人全国老人福祉施設協議会について …資料5
- 6 その他  
(1) 川崎市総合研修センターより …資料6

## 各プロジェクト委員会の進捗状況について

### 1. 災害プロジェクト委員会

**第4回災害プロジェクト委員会 ／ 11月4日（火）14時～15時**

**※第4回防災班長会議と合同開催**

«協議概要»

#### (1) 災害対応に関する研修会について

災害想定ゲーム「KIZUKI」を使用した研修会の実施に関して、3点協議を行った。

1-1. 実施時期と会場について

研修内容：NPO 法人高齢者住まいいる研究会の寺西理事長を講師に招き、災害想定ゲーム「KIZUKI」の演習と講義を実施する。

所要時間：2時間30分を想定。

実施日：令和8年2月2日（月）14時～16時30分

会場：川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）の第3会議室（約60名収容）。

会場の広さに関する懸念：研修はゲーム形式でグループワークを行うため、広いスペースが必要となる可能性がある。昨年のグループワークは大会議室で実施された経緯もある。

対応：今後、講師にグループワークに適した広さやレイアウトについて確認し、会場の最終的な調整を行うこととした。

1-2. 参加対象範囲について

経緯：昨年の研修会では、保育園や障害者施設なども参加しており、他種別からの意見も参考になった。

意見：白井会長より、BPC（事業継続計画）のシミュレーション訓練として適切であり、保育や障害分野も含めた多種別の施設も興味を持つテーマなのではないか。

決定事項：施設部会全体に案内を出すこととする。高齢者の入所施設向けゲームを中心に行うが、他種別施設の参加も可能とする。

参加人数：1施設から複数名の職員（施設長など）が参加しても問題ない。

1-3. 講師への事前質問の募集と申し込み期間について

研修内容への反映：講師より、事前に講義の中で聞いてみたい内容があれば含めることができるとの話があった。

決定事項：申込期限を、年をまたぐ前に設定する。12月中に締め切る。

その際、質問事項を合わせて記入してもらう形式とする。

質問をとりまとめ、年明け1月頃に講師へ送付するイメージで進める。

#### (2) 施設間連携強化の取り組みについて

昨年度（9月）に実施した、横浜市社協高齢福祉部会・災害対策プロジェクト委員会との情報交換会について、今年度も継続して実施する方向で協議。

## 2-1. 今年度の実施時期・場所について

経緯：昨年の情報交換会後、横浜市社協高齢福祉部会の西山会長より「隣接する都市との意見交換や連携強化は本当に大切なことなので、継続して毎年行うことができたら良い」との提案があった。

横浜市社協側も、継続的な関係構築のために情報交換会を実施したいとの意向を示している。

横浜市社協側の状況：11月28日に災害対策プロジェクト委員会を開催し、そこで今年度の内容や日程について協議する予定。

川崎側の提案（場所）：前回は横浜市社協で実施したため、今回は川崎側が主催し、横浜側を招く形（例：エポックなかららの研修室など）で検討する。

川崎側の提案（時期）：委員の負担軽減のため、災害プロジェクト委員会（第5回）の開催に合わせ、委員会の終了後に情報交換会を続けて実施する案。

決定事項：横浜市社協に対し、2月6日（金）の午後を第一候補日、第二候補日を1月28日（火）の午後として提案し、調整を進める。

## 2-2. 情報交換のテーマについて

昨年の実績：昨年は、情報伝達システム（横浜の情報共有システムと川崎のE-Welfissなど）の紹介や、各都市の取り組み報告が中心だった。

テーマに関する意見（実用性重視）：今後は、より実効性のある連携に向けたテーマに絞るべき。物資の提供・融通に関する協定や連携について具体的に検討する。

豪雨災害時の水中ポンプの貸し出しなど、緊急時に施設間で具体的な情報のやり取りができる連携（例：誰が持っているか、どう連絡を取るかなど）に焦点を当てる。

隣接地域での連携：広域連携（市内全体）だけでなく、横浜市の隣接する区（青葉区、都筑区など）の施設と、より近場での協力体制や具体的な活動内容（想定）に焦点を当てた方が実用的で、有事の際に動きやすいのではないか。

委員の意見：

- ・隣接区との連携は重要。広域での物資応援はコロナ禍の前から必要性が議論されていた。
- ・物資の融通は、どの施設でどの程度必要になるかの状況が分からないと調整が難しい。
- ・横浜市側との情報交換で、どの情報が必要かを具体的に議論できるとよい。
- ・隣接区連携は、横浜の災害委員会の動きと川崎の災害委員会（プロジェクト）の動きが連動していないと、実際に現場が動けない可能性がある。まずは、両市の委員会の連携強化に注力すべき。

## （3）各班の取り組み状況について

麻生班：10月31日に情報伝達・物資移送訓練を実施。情報伝達訓練に7施設が、物資搬送・班会議に4施設が参加。前回は参加施設を増やすための働きかけができたが、今回は対応できず、参加施設が減少した。

訓練で出た意見・要望として、①E-Welfissについては動画説明や説明書はあるものの、担当者が異動などで変わるために、定期的に（年1回程度）説明会のようなものがあれば良い、②各施設が実施している防災訓練や消防訓練などの状況を、見学したいという意見が出た。次回は来年3月の訓練実施を予定。

多摩班：人的応援訓練と第2回多摩区班の防災会議を9月26日に菅の里で実施。多摩区内の全施設が参加。過去2回の人的応援訓練では実際に利用者の排泄介助を行っていたが、今回、「被災地ならともかく、訓練で他施設の職員が排泄介助に入つて良いのか？」「プライバシー保護の観点からいかがなものか」などの意見が出たため、シミュレーション形式に変更し、実際には排泄介助を行わない形とした。駆けつけた職員が一目で状況を把握できるようにするため、各施設の居室一覧表の色分けをすることとした。

- ・全介助者：赤
- ・一部介助者：黄色
- ・自立者：白

※多摩班の中でこのルールを統一し、どこの施設に応援に入つても状況が分かるようになる。

これまで人的応援訓練は受け入れ施設のハードルが高く手を挙げる施設がなかったが、シミュレーション形式を継続することでハードルを下げ、意見を募りながら継続する。居室一覧表だけでなく、D-WATを参考に、共通のシートを整えていくことを今後検討する。次回は12月に防災班会議と物資移送訓練を予定している。

宮前班：E-Welfissによる情報伝達訓練を10月22日に実施。初心者の方にE-Welfissに慣れてもらうことを目的とした施設もあった。E-Welfissの更新を自分から行わないと情報が遅れてしまうという問題が参加施設から出た。今後は更新に気をつけたい。宮前班内で一度話し合いを行った上で、改めて次回の日にちを決定する。

高津班：10月20日に会場を高津山桜の森として物資移送訓練を実施。区内8施設が参加。

課題として、①E-Welfissは更新を自分から行わないと新しい情報が拾えず、依頼物資に対して他の施設と重複して物資を持ってきてしまうという課題が発生した。対応として、今後、要請があったら返答してから30分間は動かないという取り決めをした。

この30分間で他の施設の物資提供状況を確認・調整し、物資の依頼から30分後に出発するルールとした。②物資の単位が「枚数」「ケース」「箱」などまちまちだったため、依頼者からの単位に合わせた物資の移送を行うこととした。今後の訓練方針としてE-Welfissの操作方法が担当者以外に浸透しないという課題が他区と同様にあったため、今年度に関しては偶数月の1日（土日の場合は翌平日）に、情報伝達訓練を自主的に実施する。E-Welfissを立ち上げ、9時から16時の間でいろいろ施設のいろいろな方が自由に打ち込めるようにする（強制ではない）。（実施月：12月・2月）

また、実際の大規模災害時には、皆が被災者となりすぐに動けないため、高津区に関しては発災の1ヶ月後に集まってもらい、そこから相互援助を開始するのが現実的ではないか、という意見が出た。

中原班：11月12日（水）午後に第2回防災訓練（情報伝達訓練と物資輸送訓練）を実施予定。桜の丘を被災想定施設として協力してもらう。ほぼ全ての施設の場所の確認が完了。第2回防災訓練の後に防災班会議を行い、第3回以降の予定を話し合う。

幸班：8月末に総合防災訓練において二次避難所開設訓練と物資移送訓練を実施。

前回の訓練後、コロナ感染拡大などの影響で、施設長間でなかなか予定調整がつかず、次の計画が遅れている。健康福祉局総務部危機管理担当の中島課長と相談し、能登の震災など、実際に他の施設に支援に入った経験のある市の職員に来ていただき、当時の苦労話や大変だったことなどの話を聞き、意見交換を行いたいと考えている。

川崎班：8月14日にE-Welfissを使った情報伝達・物資移送訓練を実施してから、まだ具体的な訓練は実施できていない。11月26日午後2時に、川崎ラシクルにて、区社会福祉協議会とみまもり支援センターの方と全体訓練のミーティングを行い、今後のことを決める予定。

#### （4）今後の予定

第5回災害プロジェクト委員会・防災班長会議／1月28日（水）14時～

# 令和7年度 老人福祉施設関係者等研修会 開催要項

## 1 目的

近年、全国各地で地震、豪雨、台風などの大規模自然災害が頻発・激甚化しており、特に避難や情報伝達が困難な要配慮者が多く生活・利用する社会福祉施設は、他の施設より高いレベルの災害対応能力、迅速かつ適切な初動対応が求められています。

令和6年度から、すべての介護サービス事業者、および一部の障害福祉サービス等に対して事業継続計画（BCP）の策定と実施が義務化されました。また、義務化の対象外の施設においても安全管理上、実効性のあるBCPの策定・運用は不可欠です。

本研修は、災害対応カードゲーム「KIZUKI」を体験することで、BCPを現場レベルで落とし込み、計画の現実的な課題点や多職種・部門間の不十分な連携箇所を浮き彫りにし、具体的な改善とBCPのPDCAサイクルを回すきっかけづくりとすることを目的として開催いたします。

## 2 主催

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

## 3 企画

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 施設部会 老人福祉施設協議会 災害プロジェクト委員会

## 4 日時

令和8年2月2日（月）14時から16時30分

## 5 方法

対面開催

## 6 会場

川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）7階 第3会議室

## 7 講師・内容

講師：NPO法人 高齢者住まいの研究会 理事長 寺西 貞昭 氏

内容：①講話 ②災害想定ゲーム「KIZUKI」を用いた演習 ③質疑応答

## 8 参加対象

（1）老人福祉施設の施設長、事務長、防災担当職員など

（2）社会福祉施設（保育園、障害者福祉施設、児童養護施設など）の職員など

## 9 申込み

チラシにより、GoogleフォームまたはFAX、メールにて12月26日（金）までに申込み

## 10 事務局

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 福祉部 施設事業推進課

電話：044-739-8717 FAX：044-739-8737

メール：shisetsu-dantai@csw-kawasaki.or.jp

# 災害対応に関する研修会

近年、全国各地で地震、豪雨・台風などの大規模自然災害が頻発・激甚化しており、特に避難や情報伝達が困難な要配慮者が多く生活・利用する社会福祉施設は、他の施設より高いレベルの災害対応能力、迅速かつ適切な初動対応が求められています。

本研修は、災害対応カードゲーム「KIZUKI」を体験することで、BCPを現場レベルで落とし込み、計画の現実的な課題点や多職種・部門間の不十分な連携箇所を浮き彫りにし、具体的な改善とBCPのPDCAサイクルを回すきっかけづくりとすることを目的として開催します。



災害想定ゲーム KIZUKI

地震直後をリアルに再現した福祉施設のバーチャル・シミュレーションゲーム

介護現場で生まれた

リーダーシップを発揮するのは誰？

回収場

火災 Fire

避難者 Evacuee

ケガ人 Injured

巨大地震 Major earthquake

集中豪雨 Concentrated rain

感染症 Infection

## 瞬時の判断

次々に起こるトラブルにあなたは対応できるか？

今、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されています。私たち、NPO法人 高齢者住まいの研究会は、福祉施設等のBCP（事業継続計画）の策定支援を目的に、災害を具体的にイメージできる学習ツールを開発しました。地震発生直後の様々なトラブルに対して、限られた人員・時間と備品の中で、優先順位を意識して、その対応をチーム（3名）で考える、対戦型のシミュレーションゲームです。施設における新しい形の防災訓練での活用にオススメです。

日時：令和8年2月2日(月)14時～  
講師：NPO法人住まいの研究会  
理事長 寺西 貞昭 氏  
会場：川崎市総合福祉センター  
7階 第3会議室  
方法：対面開催のみ  
内容：  
①講話  
②「KIZUKI」による演習  
③質疑

主 催：社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

企 画：施設部会 老人福祉施設協議会 災害プロジェクト委員会

問合せ：福祉部 施設事業推進課 担当／鈴木  
(TEL)044-739-8716 (FAX)044-739-8737  
(Mail) shisetsu-dantai@csw-kawasaki.or.jp

## 2. 人材プロジェクト委員会

第4回人材プロジェクト委員会 ／ 11月19日（水）15時～

«協議概要»

### （1）介護人材定着に関するアンケート実施について

«経緯と課題»

前期の活動として、介護人材の定着のためのアンケート調査が計画された。

当時副委員長であった岩壁施設長が調査票素案を作成し、バックオフィス総研コンサルティングの協力を得て調査票をまとめた。

実施方法や各施設へのフィードバック方法が課題となり、一時的に停止していた。

調査票の設問数が80問以上とかなり多く、回答に20分以上かかる見込みで、回答者への負担が懸念された。

当初（令和3,4年度）は神田施設長が設問数7～8個程度の素案を作成したが、設問数が少なく情報把握が難しいとして、アンケート班を立ち上げた経緯がある。

«目的の再確認とシフト変更»

当初の目的：現場職員の本音を知り、管理者層と中堅・新人職員との間の意識・意思の疎通の行き違いをなくすこと。

議論を経ての目的のズレ：「職員の本音を聞きたい」という部分と、「行政への提言」に向けたアンケートを実施したいという2つの目的が生じた。目的が2つあると、アンケート内容にズレが生じ、結果としてどちらも効果が得られなくなるリスクがある。

リスク：職員が自身の状況を見つめ直すことで不満が大きくなり、退職や転職のきっかけになるリスク。

決定した目的：行政への提言の方にシフト。川崎市に対し、介護人材に関する提言や要望を行うための根拠データとする。

メリット：施設ごとの改善より、市全体の予算や施策に繋がりやすい。

提言内容の絞り込み：処遇改善、労働環境など、特定項目にフォーカスする。

委員の意見：職員の不満ではなく、「介護の仕事が魅力的に見える」「より続けたい」といったポジティブな意見を抽出する内容にする。ネガティブな意見だと回答しにくいが、ポジティブな意見であれば誰かに見られる可能性があっても回答しやすい。

### «今後の方向性»

アンケート実施前に、一度、高齢者事業推進課と意見交換を行い、行政が知りたい情報や求めるデータを確認した上で、アンケート内容をブラッシュアップする。

高齢者事業推進課との意見交換：福芝委員が担当者との橋渡しを行い、12月～1月に実施予定。

議会（12月22日まで）の関係もあり、年内なら12月24日または25日であれば実施可能、と担当者から回答を得ている。担当者は高齢者事業推進課の竹田課長補佐。

### «設問の分野»

労働環境：伊藤委員

福利厚生：木下委員

処遇：和田副委員長

上記3分野に絞り、それぞれ10問程度で素案を考えることになった。

素案の提出：各担当者が原案を参考にしながら素案をまとめ、12月中いっぱい提出。

次回会議：次の第5回委員会、もしくはその前にアンケート班内で素案を共有し、行政からの意見も反映させる。

### «回答方法»

Google フォームまたは紙形式の両方を利用できるようにする（ベテラン職員は紙の方が早い可能性があるため）。

集計の手間を減らすため、なるべく Google フォームでの回答を案内する。

匿名アンケートであれば、個人情報漏洩の懸念なく Google フォームの使用が可能な見込み。

### «その他»

広報の課題：川崎市の施策が知られていないため、発信の仕方についても意見が求められた。

## **(2) 介護の仕事紹介動画作成について**

### «目的とターゲット»

当初の土台：ハローワーク主催の福祉の仕事説明会・就職相談会で流すこと

ターゲット：セカンドキャリアの方々（主に50代～60代）

目的：介護の仕事へのハードルを低くし、一度飛び込んでもらうこと。仕事内容や介護補助の業務に焦点を当てる。

## «作成状況と進め方»

動画の活用：限定公開の YouTube などにアップロードし、市内の特別養護老人ホーム等であれどなたでも活用できる形を目指す。

現 状：過去に平山委員がナレーションを担ったプレ動画は作成されたが、職員のインタビューなどが不足し未完成。

ナレーション：AI と生の人の声で検討し、ひとまず人の声で作成することに決定。

吉野委員が金井原苑の職員に依頼する予定。

作成方法：パワーポイントの資料を修正し、PowerPoint の録画機能を使って動画を作成。

## «職員・家族からの声»

職員からの声：茶園副委員長の施設で職員が協力してくれるので、動画撮影に伺う予定。

ご家族からの声：岩壁委員長が利用者家族に声をかける。

## «今後のスケジュール»

パワポ機能で一旦動画を形にし、次回の委員会で視聴してもらい、写真素材や言い回しなどの意見をもらう。

3月の最後の人材プロジェクト委員会で完成版を披露する予定。

完成版の前に、1月中には粗々で完成させ、2月の施設長会で5分程度視聴してもらい、最終確認を行うべきという提案があった。

最終的な長さは、職員・家族のコメントを含めても10分弱（本編は6分程度）を目指す。

## «追加提案»

動画内容の追加提案：介護職員初任者研修の費用サポートに関する情報を盛り込み、未経験者の応募を促進できるかもしれない（川戸委員からの意見）。

⇒議論の結果、施設負担が絡む補助制度の紹介は、法人によって温度差が出る可能性があるため、情報を含めるかどうかは要検討となった。

対象者拡大の検討：中村委員より、現在作成中の動画をベースに、中学生や高校生といった学生向けにアレンジしたものの作成も検討してはどうかという提案があった。

## «その他留意事項»

用語の調整：以前、「ご利用者様」の「様」を外すべきという意見があったため、資料から全て抜いている。他に気になる言い回しがあれば教えてほしい。

### **(3) 地元で活躍する企業との交流会について**

日 時：11月26日（火）14：99～

場 所：てくのかわさき 1階

主 催：かわさき若者サポートステーション／コネクションズかわさき

参 加：当初は老人福祉施設協議会や人材プロジェクト委員会として参加するよう交渉したが、  
先方より特定の施設 1 つでの参加を希望された。

対 応：和田副委員長の桜寿園にお願いすることになった。

和田副委員長は、川崎市内には他にも多くの特養、養護老人ホーム、ケアハウスなどが  
あることに触れながら介護の仕事について広く紹介する。

交流会は各企業からの 15 分程度の紹介と、4 人ずつのグループに分かれて行う形式で、  
ゆっくり時間をかけて説明できる場ではない。

和田副委員長から、人材プロジェクト委員会で作成中の動画の PowerPoint 資料を、  
福祉の仕事全体を紹介する資料として使用したいとの申し出があり、了承された。

### **(4) 今後の予定**

第5回人材プロジェクト委員会 ／ 1月21日（水）15時～

## 情報交換について

### 1 情報交換について

施設長会の際に、会員施設同士で情報交換、意見交換が出来る時間が限られており、平成 30 年度より施設長会と合わせて実施している。

老人福祉施設「協議会」という名のとおり、施設同士等で情報交換、意見交換が出来るテーマを設け、設定テーマに基づく 30 分程度（目安）の情報交換を実施します。

#### （1）会員施設から情報交換のテーマを募集

〔情報交換のテーマ例：看取りの実施方法、加算の取得状況、職員の雇用形態 等〕

#### （2）正副会長等会議において、施設長会での情報交換テーマを検討します。

#### （3）施設長会の開催通知に、情報交換の設定テーマを記載し各施設へ連絡。

各施設には必要に応じて資料等をご用意いただきます。

### 2 令和 7 年度第 5 回施設長会の情報交換会のテーマについて

テーマ：「かわさき健幸福寿プロジェクトの取り組み、全国老人福祉施設協議会」

内 容：具体的な成功事例（どんな目標を設定し、どんなケアを行い、どんな結果がでたか）の共有。全国老施協の取り組み等について質問・意見。

### 3 令和 7 年度第 4 回施設長会の情報交換会のテーマについて

テーマ：「行政との意見交換会」

内 容：川崎の高齢者福祉の未来を明るいものにするために、現状困っていること、相談したいこと、協働したいこと等について建設的な意見交換を行う。

### 4 令和 7 年度第 3 回施設長会の情報交換会のテーマについて

テーマ：「10月の施設長会で行政に聞いてみたいこと、相談したいこと」

内 容：10月の施設長会の情報交換会は行政との情報交換を予定しています。

川崎の高齢者福祉の未来のために、相談したいこと、協働したいこと等建設的な話し合いにすることができる内容を検討します。

### 5 令和 7 年度第 2 回施設長会の情報交換会のテーマについて

テーマ：「食材料費・水光熱費等の高騰による影響、熱中症対策の取り組み」

内 容：米を含めた食材料の高騰に伴い発生している課題

6月 1 日から義務化された熱中症対策への体制整備や取り組み

## 6 過去の情報交換会テーマ一覧

### 【令和4年度】

6月15日	施設におけるコロナ対応について～第6波終了の今、第7波に備えて～
8月25日	新型コロナウイルス第7波における各施設の課題、問題点、各施設との連携方法
10月19日	ICT機器の導入について
12月21日	【中間報告】第3回神奈川県特養実態調査（川崎市版）について
2月15日	施設運営における補助金の有効活用について～大規模修繕・コロナ対策など～

### 【令和5年度】

4月19日	災害について（各区の防災班長・副長について）
6月21日	新型コロナウイルス5類移行に伴う対応の変化について
8月23日	派遣職員と人材紹介事業所について
10月18日	派遣職員と人材紹介事業所について～part2～
12月20日	容態急変等による救急対応や看取りの現状について
2月21日	人材確保・災害対策・感染対策・事業所契約・利用者トラブル等、各施設で 今年度一番対応に苦慮した事例について

### 【令和6年度】

4月17日	介護保険法の改正と報酬改定により示された国の方針性に特養はどう取り組む 必要があるのか
6月19日	経営政策研究ワーキングで協議した内容（人材育成）について
8月28日	介護報酬改定を受けて取り組みが変化したことや新たに取り組むようになった こと
10月16日	物価高騰に伴い事業者との関りで困っていること、不安に感じていること
12月18日	物価高騰・人材確保・人事管理等の対応で施設長として悩むこと
2月19日	各施設で今年度一番対応に困ったこと



## 第10期かわさき健幸福寿プロジェクトについて ～介護が必要になっても、「したい」「やりたい」をあきらめない！～

### 1 目的

現在の介護保険制度では、適切なケアによって要介護度が改善した場合、事業所が受け取る報酬が少なくなります。そこで、高齢者の自立支援に向けた質の高いケアを評価する仕組みの構築を目指して、平成26年度から取組を開始しました。

介護が必要になっても、「こんな生活を送りたい」という目標を持って、介護サービス事業所と一緒に、その達成に向け、要介護状態の「改善」や「維持」を目指すことを目的としてます。

### 2 取組期間・評価指標

取組開始時点(7月1日)と終了時点(翌年6月30日)の要介護度、ADLの変化を評価します。

結果に応じて、インセンティブを贈呈いたします。

市が保有する要介護認定のデータ等で評価を行います。報告書の提出等はありません。

### 3 参加資格

利用者:要介護1～5の認定を受けている方で川崎市の介護保険被保険者証をお持ちのすべての方

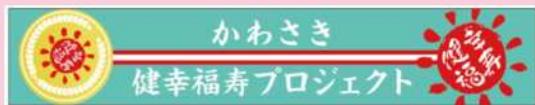
事業所:市内に所在する全ての指定介護保険事業所

※住所地特例の方は、対象外となります。

### 4 インセンティブ

#### 利用者

- \* キーホルダー(全員)
- \* 参加の証(あかし)カード(全員)
- \* 記念品(金賞の方のみ)
- \* 市長表彰(代表の方のみ)



#### 事業所

- \* 報奨金 5万円(金賞の場合のみ)
- \* 市長表彰(代表の方のみ)
- \* 成果を上げたことを示す認証シールの交付
- \* 市の公式ウェブサイト等への掲載
- \* 事例検討会等の研修会の実施
- \* 応援ソポーターによる事業所訪問
- \* 事例集への掲載 など

お祝い会の開催  
備品やレク材料の購入  
研修会費用  
担当者に付与 等  
用途は自由です！



第9期表彰式の様子、事例などの  
詳細は、特設サイトで

## 4 第9期の参加結果

取組期間:令和6年7月～令和7年6月

参加状況:13施設362人

取組結果:施設:金賞10か所、銀賞1か所、銅賞2か所

利用者:金賞33人、銀賞160人、銅賞169人

第9期御参加ありがとうございました！

- 利用者インセンティブは10月中に施設宛てに発送予定です。
- 報奨金の手続き書類の返送をお願いします。
- 毎年11～12月頃実施しているアンケート調査にご協力お願いします。

## 5 効果

### 第8期参加施設・居住系事業所のアンケート結果

事業所のプラスの変化

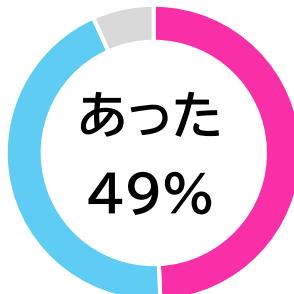


- あつた
  - なかつた
  - 無回答
- (n=27)

事業所のプラスの変化の内容

- ・改善を意識したを持つ50%
- ・職員の意欲向上30%
- ・ケア内容に幅が出た21%

利用者のプラスの変化

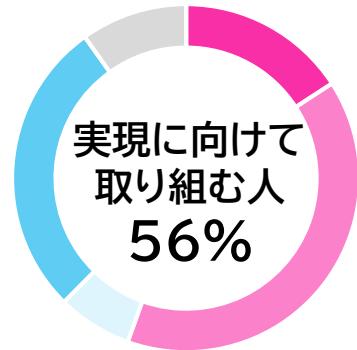


- あつた
  - なかつた
  - 無回答
- (n=209)

利用者のプラスの変化の内容

- ・本人の意欲向上58%
- ・ADL向上31%
- ・家族の意欲向上26%

やりたいことの実現状況



- 実現した
  - 繼続中
  - 実現しなかった
  - やりたいことなし
  - 無回答
- (n=188)

質の高いサービスの提供に向けた職員の皆様の意識の変化等のきっかけのひとつとして、  
「かわさき健幸寿プロジェクト」の活用をぜひ御検討ください。

## 6 第10期の参加について

取組期間:令和7年7月～令和8年6月

申込期間:令和7年12月末まで

申込状況:29施設246人(令和7年9月末時点)

申込は、市ホームページから、オンラインで受付しています。(書類郵送もあり)

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000152114.html>



おかげさまで  
10周年!

みなさまの御参加をお待ちしています。

ご不明な点は、お問い合わせください。

【問合せ】高齢者事業推進課介護基盤係 044-200-2454

## R7.11.27 【政策提言】高市総理に「物価高騰及び介護報酬の改定に関する緊急要望」を手交

全国老人福祉施設協議会（大山知子会長）と奈良県老人福祉施設協議会（秋吉美由紀会長）は、令和7年11月27日に高市早苗内閣総理大臣に面会し、要望書「物価高騰及び介護報酬の改定に関する緊急要望」を提出した。

また、全国老施協大山会長は、11月26日に役員とともに、木原稔内閣官房長官、小林鷹之衆議院議員・自民党政務調査会長、田村憲久衆議院議員・社会保障制度調査会介護委員会会長のもとを訪れ、それぞれ同要望書を手交し陳情した。



写真は左から大山知子会長、高市早苗内閣総理大臣、秋吉美由紀会長

大山会長は、特養などの介護サービス、義親老人ホーム、軽費・ケアハウスの事業継続が困難な状況を説明した上で「公定価格の基本報酬を何とかしていただきたい」と要請。秋吉会長は、「奈良県内は5法人がリタイアするなど更にひっ迫した状況。期中改定と食事への対応について、現場から強く要望したい」と訴えた。

要望書は、以下に絞って補正予算と期中改定による対応を求めている。

- ・ 食費の基準費用額の早急な引き上げ（基準費用額と利用者一人1日あたり食費との差額343円の是正）
- ・ 早急に賃上げに係る原資への補助（全産業平均との格差8.3万円の是正）
- ・ 介護報酬及び基準費用額について、報酬改定サイクルの中間年においては「スライド制」の仕組みの導入

高市早苗内閣総理大臣は、奈良県の状況に驚きを見せつつ「利用者の行き場がなくなってしまう。期中改定、少しでも補正でお金がいくようにしたい」と話した。

## 報酬改定で首相に要望 物価高騰で経営困難〈老施協〉

12/8(月) 16:00 配信 口43 😊😊😊



福祉新聞  
THE FUKUSHI SHINBUN



左から大山会長、高市首相、秋吉会長

全国老人福祉施設協議会（大山知子会長）は11月27日、[高市早苗首相](#)に対して物価高騰と介護報酬の改定に関する緊急要望を提出した。

要望書は、食料や燃料などの物価高騰や、[全産業平均賃金](#)との格差拡大により、介護事業者の経営が困難になっている現状を指摘。今後休止や廃止をする介護事業者が増えるれば、地域での介護サービスの必要量を充足できない介護崩壊に陥ると訴えている。

その上で、2026年度に臨時に介護報酬改定をすることを要望。具体的には、食費の基準費用額の引き上げや、職員の賃上げの原資の補助を挙げた。同時に、3年に1度の報酬改定サイクルの中間に賃金上昇率や物価上昇率の変動によって改定する「スライド制」の仕組みを導入するよう求めている。

要望には[奈良県老人福祉施設協議会](#)の秋吉美由紀会長も同行し、奈良県内では実際に介護サービスが縮小している現状を説明。これに対して、[高市首相](#)は利用者の行き場がなくなることへの危機感を表明したという。

## お茶の水ケアサービス学院 法定研修視聴方法

### ①施設部会ホームページ

『川崎市社会福祉協議会 施設部会』で検索

トップページ右側に↓の画面がでてきます。

#### ■■ 会員の方 ■■

ログインパスワードが必要になります。

**保育**



■ 2024年7月23日 ◆お知らせ  
第34回「福祉QC」全国発表大会

▶ 保育協議会の情報はこちら

**老人**



■ 2024年7月23日 ◆お知らせ  
第34回「福祉QC」全国発表大会

▶ 老人福祉施設協議会の情報はこちら

**障害**



■ 2024年7月23日 ◆お知らせ  
第34回「福祉QC」全国発表大会

▶ 障害者福祉施設協議会の情報はこちら

**児童・母子**



■ 2024年7月23日 ◆お知らせ  
第34回「福祉QC」全国発表大会

▶ 児童・母子福祉施設協議会の情報はこちら

**施設部会**



施設部会全体の情報をおご覧いただけます。

» 施設部会全体の情報はこちら



②ここをクリックするとログインページへ！

ログインすると↓の画面になります。

#### ■■ 老人福祉協議会



会員施設間の情報交換や研修等を通して施設全体及び職員個人のスキルアップにつなげることだけではなく、地域との関わりを強化し、各会員施設が地域においてその役割を果たしていくことを目指して

#### お知らせ

③下にスクロールしていくと「研修会」がでてきます。

## 研修会

2024年度 第48期 福祉施設長専門講座 ■ 2024年 6月 10日	2024年度 社会福祉士実習指導者講習会 ■ 2024年 6月 6日	【動画配信】保育協議会 研修会「これから の保育」 ■ 2024年 5月 20日
【動画配信】障害者福祉施設協議会 研修会 「災害に対する備えと対応」 ■ 2024年 5月 1日	第45回全国福祉施設士セミナー ■ 2024年 4月 30日	第28回（令和6年度）「福祉QC」入門講座 ■ 2024年 4月 30日



④ 1ページ目に表示されていない場合はここをクリックして2ページ目にいってください。

↓の画面になります。

## 研修会

お茶の水ケアサービス学院法定研修動画の配信 ■ 2024年 4月 8日	【保育協議会 第2回研修会～絵本で遊ぶ～】 ■ 2024年 2月 22日	【障害者福祉施設関係者等研修会～災害に對 する備えと対応～】 ■ 2024年 2月 19日
「REAL VOICE」上映会・パネルディスカッショ ン ■ 2024年 1月 10日		

⑤ここをクリック！

1 2

### ■ お茶の水ケアサービス学院法定研修動画の配信

民間社会福祉施設従事者福利厚生費助成事業を活用して、施設部会老人福祉施設協議会会員施設の職員の皆様の資質向上に役立てられる法定研修動画配信サービスを利用することになりました！

70の法定研修動画の他、zoomで参加できるオンラインセミナーの無料受講も可能です。

下記URLより是非ご覧ください！

【URL】

【ログインID】

【パスワード】

⑥この画面になるので、URLをクリック！

ログイン画面になるので、【ログイン ID】と【パスワード】を入力すれば11月1日にリニューアルされた80の法定研修動画が視聴できます。

※実際のページにはURL・ログイン ID・パスワードが記載されています。

# お茶の水ケアサービス学院 法定研修一覧

No.	研修番号	研修タイトル	講師	対象	講義時間
<b>1.認知症及び認知症ケアに関する研修</b>					
1	s142	認知症～認知症は病名ではない。ザックリしていて良い～	加藤 慶	1～3年	27分30秒
2	s166-6	認知症 <b>※NEW</b>	榎原 宏昌	1～3年	16分51秒
3	30分-250	若年性認知症の方への支援1「認知症高齢者とともに過ごす環境下における配慮」 <b>※NEW</b>	田島 利子	5年以上/リーダー	29分27秒
<b>2.プライバシーの保護の取り組みに関する研修</b>					
4	s137	プライバシー保護～守秘義務と個人情報は違う～	加藤 慶	1～3年	29分58秒
5	s166-8	個人情報保護 <b>※NEW</b>	榎原 宏昌	1～3年	12分55秒
6	15分-178	介護福祉士とプライバシー <b>※NEW</b>	齊藤 浩二	1～3年	12分56秒
<b>3.倫理及び法令遵守に関する研修</b>					
7	s138	倫理と法令遵守～難しい内容は結構大切～	加藤 慶	1～3年	27分35秒
8	s166-7	倫理・法令遵守 <b>※NEW</b>	榎原 宏昌	1～3年	18分28秒
<b>4.事故発生の防止の研修</b>					
9	s141	情報公表対応研修 リスクマネジメント危機管理～ヒヤリハット&インシデント～	加藤 慶	1～3年	43分31秒
10	s166-1	事故防止の知識／緊急時対応の理解 <b>※NEW</b>	榎原 宏昌	1～3年	30分55秒
11	15分-199	リスク感性とヒヤリハット分析 <b>※NEW</b>	木原 康彦	3～5年	10分24秒
12	15分-200	安全文化について考える <b>※NEW</b>		3～5年	11分04秒
<b>5.緊急時の対応に関する研修</b>					
13	s144	緊急時対応～危機管理の実践をいかにおこなっていくか～	加藤 慶	1～3年	31分36秒
<b>6.感染症の予防及びまん延防止のための研修</b>					
14	s135	新型コロナウィルス感染症5類になって変わること	田島 利子	5年以上/リーダー	61分18秒
15	s146	情報公表対応研修 感染症の予防～慣れたらおしまいという言葉のとおり～	加藤 慶	1～3年	29分10秒
16	s166-3	感染症の予防とまん延防止／食中毒の予防とまん延防止 <b>※NEW</b>	榎原 宏昌	1～3年	25分36秒
<b>7.食中毒の予防及びまん延防止のための研修</b>					
17	15分-169	介護事業所・施設で起きやすい食中毒	田島 利子	3～5年	14分34秒
18	15分-170	食中毒菌繁殖の3条件と食中毒予防の3原則		3～5年	13分11秒
19	a200	季節に応じた食中毒予防と蔓延の防止に関する研修 <b>※NEW</b>	山本 陽子	3～5年	77分42秒
<b>8.身体拘束の適正化のための研修</b>					
20	s139	情報公表対応研修 身体拘束廃止～拘束とは何を指しているのだろうか～	加藤 慶	1～3年	31分41秒
21	15分-92	身体拘束の基礎知識	金沢 善智	3～5年	13分05秒
22	15分-104	身体拘束をしないための具体策	田島 利子	1～3年	15分44秒
<b>9.介護予防及び要介護度進行予防に関する研修</b>					
23	s136	介護予防～介護予防はお年寄りたちより私たち～	加藤 慶	1～3年	39分46秒
24	s166-9	介護予防 <b>※NEW</b>	榎原 宏昌	1～3年	12分21秒
<b>10.医療に関する教育、研修</b>					
25	s133	老化を知る「からだ」 <b>※NEW</b>	渡辺 修一郎	5年以上/リーダー	104分36秒
26	s147	医療の知識～人を助けるためには必要となる～	加藤 慶	1～3年	35分44秒
<b>11.看取り（ターミナルケア）に関する研修</b>					
27	s148	ターミナルケアと看取りケア～医療も福祉も大切にしているのと同じ～	加藤 慶	1～3年	37分36秒
28	s166-10	ターミナルケア／精神的ケア <b>※NEW</b>	榎原 宏昌	1～3年	19分35秒
<b>12.精神的ケアに関する研修</b>					
29	15分-j85	高齢者への精神的ケア	田島 利子	1～3年	10分17秒
30	15分-j86	障がい者への精神的ケア <b>※NEW</b>		1～3年	15分31秒
<b>13.虐待の防止のための研修</b>					
31	s140	高齢者虐待防止～他人は自分の思い通りにならない～	加藤 慶	1～3年	33分24秒
32	s166-5	虐待防止／身体拘束防止 <b>※NEW</b>	榎原 宏昌	1～3年	34分49秒
<b>14-1.BCP研修（策定・感染対策・災害対策に関する研修）</b>					
33	s145	情報公表対応研修 非常災害時対応～備えあれば憂いなしという日本古来からの言葉～	加藤 慶	1～3年	30分19秒
34	s156	介護BCP	田島 利子	3～5年	69分01秒
35	30分-171	感染症に係る業務継続計画1 <b>※NEW</b>	神崎 トモ子	管理者	34分03秒
36	30分-172	感染症に係る業務継続計画2 <b>※NEW</b>		管理者	38分50秒
37	30分-173	感染症に係る業務継続計画3 <b>※NEW</b>		管理者	37分41秒
38	30分-174	感染症に係る業務継続計画4 <b>※NEW</b>		管理者	24分39秒
39	30分-175	感染症に係る業務継続計画5 <b>※NEW</b>		管理者	24分04秒
40	30分-176	感染症に係る業務継続計画6 <b>※NEW</b>		管理者	26分05秒
41	30分-179	介護サービス事業所の防災対策とBCP 1 BCPって何ですか？	渡邊 真一	管理者	34分22秒
42	30分-180	介護サービス事業所の防災対策とBCP 2 実用的なBCPをつくる		管理者	29分28秒
43	30分-181	介護サービス事業所の防災対策とBCP 3 災害による被害ケース別の対策		5年以上/リーダー	18分15秒
44	30分-182	介護サービス事業所の防災対策とBCP 4 BCP発動		管理者	14分13秒
45	30分-183	介護サービス事業所の防災対策とBCP 5 介護事業所が準備すべき防災備蓄品		5年以上/リーダー	28分35秒
46	30分-184	介護サービス事業所の防災対策とBCP 6		管理者	12分43秒
47	30分-185	介護サービス事業所の防災対策とBCP 7 ご利用者に対する減災の取り組み		5年以上/リーダー	14分10秒
48	h2411	BCP研修と訓練の違い <b>※NEW</b>	田島 利子	管理者	8分07秒

## 14-2.BCP訓練

49	30分-213	ガウン・マスク・手袋の装着	田島 利子	1~3年	12分49秒
50	30分-214	ガウン・マスク・手袋の外し方		1~3年	11分09秒
51	30分-215	N95マスク装着方法		1~3年	8分11秒
52	30分-216	フロアでのゾーニング～隣接した居室編～		1~3年	16分27秒
53	30分-217	フロアでのゾーニング～離れた居室編～		1~3年	5分36秒
54	30分-218	ゾーニングの基本～居室編～		1~3年	19分29秒
55	30分-228	テーブル・ドアノブの正しい拭き方		1~3年	15分44秒
56	30分-229	嘔吐物の処理		1~3年	12分58秒

## 15.褥瘡対策に関する継続的教育

57	15分-209	隙間時間に学びたい「褥瘡予防とケアに必要な知識と実践」①褥瘡とは? <b>※NEW</b>	藤生大我	1~3年	13分49秒
58	15分-210	隙間時間に学びたい「褥瘡予防とケアに必要な知識と実践」②褥瘡のできやすい部位と状態を知る <b>※NEW</b>		1~3年	11分18秒
59	15分-211	隙間時間に学びたい「褥瘡予防とケアに必要な知識と実践」③褥瘡になりやすい人を知り、なる前に気づく <b>※NEW</b>		1~3年	17分23秒
60	15分-212	隙間時間に学びたい「褥瘡予防とケアに必要な知識と実践」④体位変換（寝返り支援）について <b>※NEW</b>		1~3年	14分04秒
61	15分-213	隙間時間に学びたい「褥瘡予防とケアに必要な知識と実践」⑤マットレスとクッションについて <b>※NEW</b>		1~3年	12分56秒
62	15分-214	隙間時間に学びたい「褥瘡予防とケアに必要な知識と実践」⑥ポジショニングについて <b>※NEW</b>		1~3年	20分52秒

## 16.ハラスメント対策研修

63	15分-134	パワハラ防止を防止するための具体策	榎原 宏昌	管理者	10分43秒
64	15分-135	パワハラといわれないための育成・指導		5年以上/リーダー	10分19秒
65	15分-165	カスタマーハラスメント対策～利用開始前の説明～		5年以上/リーダー	11分01秒
66	15分-166	カスタマーハラスメント対策～日頃から出来ること～	渡邊 信介	5年以上/リーダー	11分52秒
67	15分-177	カスタマーハラスメントが起きた時の対応のポイント <b>※NEW</b>		5年以上/リーダー	9分29秒

## 17.入浴

68	M14-01	【介護技術動画】一般的な浴槽への出入りの仕方	田島 利子	1~3年	10分56秒
69	M14-02	【介護技術動画】一般的な浴槽（湯あり）への出入りの仕方（麻痺なし）		1~3年	6分07秒
70	M14-03	【介護技術動画】一般的な浴槽への出入りの仕方（右片麻痺あり）		1~3年	11分40秒
71	M14-04	【介護技術動画】一般的な浴槽（湯あり）への出入りの仕方（右片麻痺あり）		1~3年	4分52秒
72	M14-05	【介護技術動画】泡の作り方（固形石鹼）		1~3年	3分40秒
73	M14-06	【介護技術動画】洗体と洗髪の仕方		1~3年	15分00秒
74	M14-07	【介護技術動画】ベッド上での足浴の仕方		1~3年	8分32秒

## 18.生産性向上のための研修

75	30分-251	生産性向上アドバイザーファーストステップ研修1「厚生労働省が介護現場に求める生産性向上」 <b>※NEW</b>	神 智淳	管理者	40分38秒
76	30分-252	生産性向上アドバイザーファーストステップ研修2「生産性向上の具体的な取り組み（前編）」 <b>※NEW</b>		管理者	35分57秒
77	30分-253	生産性向上アドバイザーファーストステップ研修2「補足：チームワーク」 <b>※NEW</b>		管理者	35分44秒
78	30分-254	生産性向上アドバイザーファーストステップ研修3「生産性向上の具体的な取り組み（後編）」 <b>※NEW</b>		管理者	18分55秒
79	30分-255	生産性向上アドバイザーファーストステップ研修4「ルールづくりと定着」 <b>※NEW</b>		管理者	33分55秒
80	30分-256	生産性向上アドバイザーファーストステップ研修5「取り組み」 <b>※NEW</b>		管理者	38分52秒

## リンク

■令和8年度 Zoomオンライン研修 年間予定 (受講料無料 **※一部有料のセミナーがございます**)

## 第23回かながわ高齢者福祉研究大会 実行委員会委員の選出について【回答】

標記実行委員について次のとおり推薦いたします。

団体名 川崎市社会福祉協議会老人福祉施設協議会

※実行委員会の事務連絡は、原則メールとさせていただきます。

順位	担当係候補	氏名	法人名	所属施設名	役職名	連絡先				備考
						郵便番号	住所	TEL	FAX	
1	実行委員長	高橋 美智代	社会福祉法人 照陽会	特別養護老人ホーム 陽だまりの園	施設長	213-0004	川崎市高津区諏訪 2-10-15	044-814-5635	044-814-5636	
2	研究発表	岩壁 信行	社会福祉法人 春日会	特別養護老人ホーム 等々力	施設長	211-0051	川崎市中原区宮内 4-19-26	044-753-2260	044-753-2261	
3	介護技術発表	茶園 恵美子	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	特別養護老人ホーム 多摩川の里	施設長	214-0012	川崎市多摩区中野 島6-13-5	044-935-5200	044-935-3511	
4	企業協賛	関口 英志	社会福祉法人 高津百春会	特別養護老人ホーム おだかの郷	施設長	213-0013	川崎市高津区末長 2-20-20	044-982-1110	044-982-1620	県老施協委員 副実行委員長
5	大会運営	見原 啓一	社会福祉法人 中川徳生会	特別養護老人ホーム ビオラ川崎	施設長	210-0843	川崎市川崎区小田 栄2-1-7	044-333-0001	044-333-0036	

## 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会について

### 【会長挨拶】

# 現場の想いが原動力 想いを繋ぐ、声を制度に



令和5年6月20日に開催された第92回理事会で承認を得て、全国老人福祉施設協議会の会長として1期目がスタートしました。

私ども全国老施協の使命は現場を支え、現場の声に耳を傾け、制度・政策として実現させていくことです。制度・政策の実現にはスピードが要となります。

### 「素早いキャッチと行動力」

この信念を胸に、現場の声をいち早くキャッチし、制度・政策に反映させるべく行動してまいります。

令和5-6年度では次の4つの柱を基本とします。

#### 1. 介護報酬のプラス改定

令和6年度は医療・介護・障害のトリプル改定が控えている。

全国老施協にて中心的な役割を果たしてきた方々を副会長に据え、盤石の布陣で介護報酬のプラス改定を目指す。

#### 2. 全国老施協改革の継続と進化（深化）

前会長の下に進められた改革路線を継続しつつも更なる進化を目指す。

さらに、介護ICT実証モデル事業の成功例とデイサービスの経営改善実証モデル事業の成果を全国に展開し、会員施設の経営状況の改革を図る。

#### 3. 女性活躍社会の実現促進

「女性キャリアアップ推進部会」を設置し、現場において7割を占める女性のキャリアアップを支援。現在から3割増を目標に役職に就く女性の数を増やす。

## 4. 公益法人と政治団体との役割と明確化

制度・政策の決定には政治の力が必要不可欠。政治活動は政治団体、情報収集などは公益法人(全国老施協)と役割を分担し、連携しながら、2人3脚で活動する。

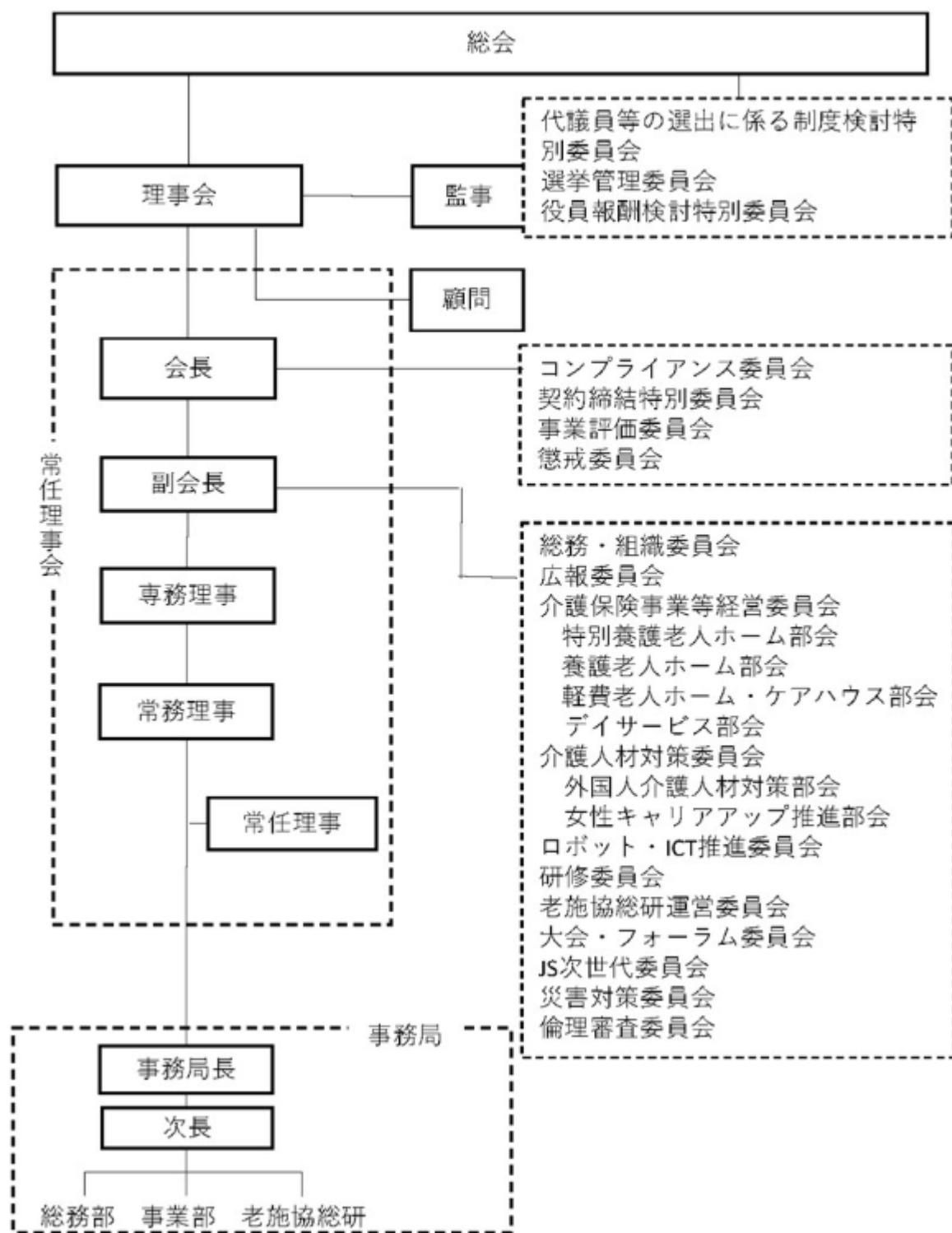
人材不足・新型コロナウイルス・物価高等の影響により高齢者福祉・介護業界全体を取り巻く状況は日々厳しさを増しています。この難局を乗り越え、全国老施協に加入している会員施設、高齢者福祉・介護業界全体が存続・発展していくよう全力を尽くして活動してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年7月吉日 大山 知子

### 法人の概要

名称	公益社団法人全国老人福祉施設協議会
略称	全国老施協
所在地	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階 ( <a href="#">→地図</a> ) 【TEL】03-5211-7700 【FAX】03-5211-7705
設立年月日	昭和37年（現組織を全国社会福祉協議会内に設置）
法人認可	平成21年4月1日
設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条
代表者の職名及び氏名	会長 大山 知子
役員等の状況	理事23人以上29人以内 会長1人 副会長5人以内（業務執行理事） 専務理事1人（業務執行理事） 常務理事2人以内（業務執行理事） 常任理事2人以内（業務執行理事） 監事3人以内 顧問5人以内 代議員 総定数は概ね150人以内
主な目的（定款第3条）	本会は、老人福祉及び介護に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図るとともに、サービスの質の向上確保に係る調査研究を行い、もって老人福祉及び介護事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
主な事業（定款第4条）	<p><b>公益目的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>高齢者の福祉の増進に関する調査研究</li><li>高齢者の福祉の増進に関する研修等の実施</li><li>高齢者の福祉の増進に関する普及啓発活動</li><li>高齢者の福祉の増進に関する相談支援</li></ul> <p><b>収益目的事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>出版事業</li><li>その他事業に関連する事業</li></ul>

## 全国老人福祉施設協議会組織図



●全国老人福祉施設協議会入会申込みの流れ

<https://www.roushikyo.or.jp/> (全国老施協ホームページ)

JS 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

Foreign language サイト内検索 文字サイズの変更 会員ログイン

第4回  
全国老人福祉施設大会・研究会  
～JSフェスティバルin山口～  
令和7年12月4日(木)～5日(金)

老施協.com  
認知症特設ページ  
介護ロボット・ICT

参加申込受付中！ 詳細はこちらをクリック

最新情報 令和6年度介護報酬改定  
最新情報はこちらから

拠出用 庶務課 (zaitaku@csw-kawasaki.or.jp) がサインインしています

全国老施協の入会について

①トップページのここをクリック

JS 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

ホーム 全国老施協について お知らせ 役立つサービス 募集・申込 ログアウト

全国老施協について

入会案内

全国老施協は、約90年にわたって日本の高齢者福祉・介護をリードしてきた公益法人です。全国約11,000の会員施設・事業所とともに介護現場の改善に向け取り組みを行っております。

全国老施協の事業・サービスの内容 入会メリット

入会のご案内 会費額一覧表

入会申込み手続き 申込様式ダウンロード

全国老施協について

会員登録 会員登録

入会案内 入会案内

事業 アクセス 情報公開

コンプライアンス 基本指針

老施協の改革

②入会案内ページのここをクリック



**入会申込み手続き**

**入会申し込み手続き**

[入会のご案内](#) [入会申込手続き](#) [申込様式ダウンロード](#)

★全国老施協は、都道府県指定都市老施協・デイ協の会員を中心とする組織です。  
「正会員」のご入会にあたっては、ご所在の都道府県指定都市老施協・デイ協への入会申し込みとあわせて、その協会経由で行っていただきますようお願いいたします。

**【正会員】の場合の手続きの流れ**

- 1. 必要事項の入力**

以下の「入会申込手続き」をクリックして必要事項を入力していただくと、「入会申込書」というボタンが出て参りますので、それをクリックして下さい。これによって入力した内容が様式に沿って印字されるとともに、データが全国老施協に送信されます。

※この送信は手続きを迅速化するために事前に情報を送信するものであり、正式な申込日は、記入印字された「入会申込書」が都道府県指定都市老施協・デイ協経由で郵送によって届いた時点となります。

※ご登録ができない場合は、[「申込様式ダウンロード」](#)ページの「入会申込書」をクリックして入会申込書用紙を印刷していただき、これに直接必要事項をご記入ください。

[入会申込手続き](#)
- 2. 「入会申込書」を都道府県指定都市老施協・デイ協へ送付**

ダウンロードした「入会申込書」を印刷したうえで、所在する都道府県指定都市老施協・デイ協へ郵送してください。
- 3. 都道府県指定都市老施協・デイ協および本会での手続き**

都道府県指定都市老施協におけるご入会状況を確認後、本会において正式な受付手続きを行います。
- 4. 入会申込の確認書送付**

受付手続きが終了次第、『入会申込受理通知書』をお送りいたします。以後、会員サービスをご利用になれます。
- 5. 会費の支払**

会員サービス開始後に「会費請求書」をお送りいたしますので、指定の振込口座にお振り込みください。

③この画面の「入会申込手続き」をクリックして必要事項を入力していただくと、「入会申込書」というボタンが出て参りますので、それをクリックして下さい。これによって入力した内容が様式に沿って印字されるとともに、データが全国老施協に送信されます。

※この送信は手続きを迅速化するために事前に情報を送信するものであり、正式な申込日は、記入印字された「入会申込書」が都道府県指定都市老施協・デイ協経由で郵送によって届いた時点となります。

※登録ができない場合は、<申込様式ダウンロード>ページの「入会申込書（正会員）」をクリックして入会申込書用紙を印刷していただき、これに直接必要事項をご記入ください。

④『入会申込書』を都道府県指定都市老施協・デイ協へ送付

ダウンロードした「入会申込書」を印刷したうえで、所在する都道府県指定都市老施協・デイ協へ郵送してください。

⑤都道府県指定都市老施協・デイ協および本会での手続き

都道府県指定都市老施協における入会状況を確認後、正式な受付手続きを行います。

⑥入会申込の確認書送付

受付手続きが終了次第、『入会申込受理通知書』をお送りいたします。以後、会員サービスをご利用になれます。

⑦会費の支払

会員サービス開始後に「会費請求書」をお送りいたしますので、指定の振込口座にお振り込みください。

(様式1)1枚目

## 入会申込書（正会員）

(施設種別ごとに作成のうえお申込ください)

記入日 令和 年 月 日

公益社団法人全国老人福祉施設協議会 会長 殿

### 1. 入会申込者

ふりがな  
施設・事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

2. 入会希望日 令和 年 月 1日

### 3. 入会申込者の施設・事業所の情報

所在地（住所）	〒	
電話番号		
FAX番号		
E-mailアドレス		
ホームページアドレス（URL）		
開設年月日	昭和 平成 令和 年 月 日	
施設種別（※1）		
定員	入所	人
	併設型短期入所（※2）	（特養等の施設に併設）
	単独型短期入所	人
	通所	人

※1施設種別等の分類は、「会員規程」別紙「施設種別一覧表」を参照のうえ、ご記入ください。

※2各種施設においてショートステイが併設されている場合には、施設と併設ショートステイの同時入会となります。

※3会費額は、本会ホームページに掲載の「会員規程」及び「会費額一覧表」をご確認ください。

### 4. 設置法人及び運営法人の情報

項目	運営法人（※1）	設置法人（※2）
ふりがな		
名称		
法人番号（※3）		
所在地（住所）	〒	〒
ふりがな		
代表者氏名		
電話番号		
FAX番号		
E-mailアドレス		
ホームページアドレス（URL）		
設立年月日	昭和・平成・令和	昭和・平成・令和

※1運営法人とは、正会員が所属する施設又は事業所の運営を行っている法人（自治体等の公共団体を含む。）をいう。

※2設置法人とは、正会員が所属する施設又は事業所を所有する法人（自治体等の公共団体を含む。）をいう。

※3法人番号は、国税庁の法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)でご確認ください。

※4設置法人と運営法人が同一の場合は、設置法人のみご記入ください。

※ 裏面も必ずご記入ください。

## 5. 入会理由及び経緯について

(1) 入会理由について当てはまる項目を1つチェックしてください。

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 介護事業者が協力する必要があるため | <input type="checkbox"/> 5. 経営支援に期待するため        |
| <input type="checkbox"/> 2. 事業運営方針に賛同できるため    | <input type="checkbox"/> 6. 現場の要望を国に届けたいため     |
| <input type="checkbox"/> 3. 最新の情報を得たいため       | <input type="checkbox"/> 7. その他の入会メリットが期待できるため |
| <input type="checkbox"/> 4. 研修の機会を得たいため       | <input type="checkbox"/> 8. その他 ( )            |

(2) 入会の経緯について当てはまる項目を1つチェックしてください。

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 県老施協等役員の紹介・勧誘   | <input type="checkbox"/> 6. 全国老施協の各種広報資料の閲覧    |
| <input type="checkbox"/> 2. 県老施協等の研修会での紹介勧誘 | <input type="checkbox"/> 7. 全国老施協のサービスの利用      |
| <input type="checkbox"/> 3. 自治体からの紹介        | <input type="checkbox"/> 8. 入会パンフレット、入会メリットチラシ |
| <input type="checkbox"/> 4. 全国老施協の各種研修会の受講  | <input type="checkbox"/> 9. その他 ( )            |
| <input type="checkbox"/> 5. 全国老施協のホームページの閲覧 |  |

ご記入いただいた入会申込書（正会員）は都道府県指定都市老施協・ディ協宛てにお送りください。

会員規程、会費額及び入会申込書の送付先の住所等は本会ホームページ（<https://www.roushikyo.or.jp/>）からご確認いただけます。（ホームページトップ画面>全国老施協について>入会案内>入会申込み手続き）

---

### 【都道府県指定都市協議会による確認欄】

都道府県・政令指定都市  
協議会名

印

---

#### [問合せ先]

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階  
公益社団法人全国老人福祉施設協議会 (TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705)

※【本会記入欄】 〔整理No〕

**(別紙) 会員 施設種別一覧表**

施設種別	内訳区分	分類番号
養護老人ホーム	一般型特定	010101
	外部サービス利用型特定	010102
	盲	010103
	個別契約型	010104
特別養護老人ホーム	従来型	020101
	ユニット型個室・個室的多床室	020102
	混合型(一部ユニット)	020103
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設		030101
軽費老人ホーム	A型	040101
	B型	040102
軽費老人ホーム (ケアハウス)	一般	050101
	特定施設入居者生活介護指定(地域密着含む)	050102
老人保健施設		060101
介護療養型医療施設		060201
介護医療院		060301
有料老人ホーム	有料老人ホーム	060401
	有料老人ホーム(特定施設・地域密着含む)	060402
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅	060501
	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設・地域密着含む)	060502
老人デイサービスセンター		070101
認知症対応型通所介護事業所		080101
地域密着型通所介護		090101
通所リハビリテーション事業所		100101
短期入所生活介護事業所	単独型	110101
認知症対応型共同生活介護事業所		120101
介護予防・日常生活支援総合事業		200101
短期入所療養介護事業所		200201
訪問介護事業所		200301
訪問入浴介護事業所		200401
訪問看護事業所		200501
居宅療養管理指導		200601
訪問リハビリテーション事業所		200701
居宅療養管理指導事業所		200801
地域密着型特定施設入居者生活介護施設		200901
小規模多機能型居宅介護事業所		201001
夜間対応型訪問介護事業所		201101
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護		201201
看護小規模多機能型居宅介護		201301
居宅介護支援事業所		201401
福祉用具貸与		201501
介護予防訪問入浴		201601
介護予防訪問看護		201701
介護予防訪問リハビリテーション		201801
介護予防居宅療養管理指導		201901
介護予防通所リハビリテーション		202001
介護予防短期入所		202101
介護予防短期入所療養		202201
介護予防特定施設		202301
介護予防福祉用具貸与		202401
介護予防支援		202501

(別紙) 会員 施設種別一覧表

施設種別	内訳区分	分類番号
介護予防認知症対応型通所介護		202601
介護予防小規模多機能型居宅介護		202701
介護予防認知症対応型共同生活介護		202801
地域包括支援センター		202901
在宅介護支援センター		203001
その他の老人福祉施設 ・事業所	老人福祉センター	300101
	認知症疾患医療センター	300102
	老人憩いの家	300103
	老人休養ホーム	300104
	その他の老人福祉施設・事業所	300105
保護施設		900101
身体障害者デイサービス事業		900201
その他の障害者施設・事業所		900301
保育所		900401
(共生型) 短期入所サービス		900501
(共生型) 介護予防短期入所サービス		900601
(共生型) 訪問介護サービス		900701
(共生型) 通所介護サービス		900801
(共生型) 地域密着型通所介護サービス		900901
その他の児童母子福祉施設・事業所		901001
その他の社会福祉施設		901101
幼稚園		991201
認定こども園		991301
病院		991401
診療所		991501

# 会費額一覧表

別表

## ○正会員

1. 施設会員	年会費	備考
特別養護老人ホーム 有料老人ホーム	1床1,350円	会費額=@1,350円×定員数

定 員	養護老人ホーム	軽費老人ホーム ケアハウス	老人保健施設 介護療養型医療施設
小規模(～39名)	¥27,000	¥14,400	¥16,200
小規模(40～49名)	¥27,000	¥19,800	〃
50	¥32,400	¥25,200	〃
51～60	¥35,100	¥27,000	〃
61～70	¥37,800	¥28,800	〃
71～80	¥40,500	¥30,600	〃
81～90	¥43,200	¥32,400	〃
91～100	¥45,900	¥34,200	〃
101～110	¥48,600	¥36,000	〃
111～120	¥51,300	¥37,800	〃
121～130	¥54,000	¥39,600	〃
131～140	¥56,700	¥41,400	〃
141～150	¥59,400	¥43,200	〃
151～200	¥72,900	¥52,200	〃
201～250	¥86,400	¥61,200	〃
251～300	¥99,900	¥70,200	〃
301～350	¥113,400	¥79,200	〃
351～	¥126,900	¥88,200	〃

2. 事業所等会員	年会費	年会費	
老人デイサービスセンター	¥18,000	保護施設	¥18,000
通所リハビリテーション事業所	¥18,000	身体障害者デイサービス事業	¥18,000
短期入所生活介護事業所(※)	1床900円	その他の障害者施設・事業所	¥18,000
短期入所療養介護事業所	1床900円	保育所	¥18,000
訪問介護事業所	¥18,000	その他の児童母子福祉施設・事業所	¥18,000
訪問入浴介護事業所	¥18,000	その他の社会福祉施設	¥18,000
訪問看護事業所	¥18,000	幼稚園	¥18,000
訪問リハビリテーション事業所	¥18,000	病院	¥18,000
居宅療養管理指導事業所	¥18,000	診療所	¥18,000
高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)	¥18,000		
認知症対応型共同生活介護事業所	¥18,000		
小規模多機能型居宅介護事業所	¥18,000		
夜間対応型訪問介護事業所	¥18,000		
認知症対応型通所介護事業所	¥18,000		
居宅介護支援事業所	¥18,000		
地域包括支援センター	¥18,000		
在宅介護支援センター	¥18,000		
その他の老人福祉施設・事業所	¥18,000		

(※)については、1の施設に併設されている場合、施設会費に上乗せになります。

## ○賛助会員

1. 賛助会員	年会費	備考
法人会員	¥100,000	
個人会員	¥5,000	

## 会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）定款第3章の規定に基づき、会員が本会に納付する会費の額及び徴収方法について定めるほか、会員管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員の資格)

第2条 本会の会員及び賛助会員は、定款第5条のとおりとする。

### (正会員)

第3条 正会員は、正会員により組織される都道府県及び政令指定都市の会（以下「都道府県等組織体」という。）に所属するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入会を希望する者が都道府県等組織体の規定により、当該都道府県等組織体に所属できない場合は、当該希望者の属する法人以外の法人に属する正会員2人の推薦により本会に所属することができる。
- 3 次の事項を行うためには正会員でなくてはならない。
  - (1) 定款第12条第4項によって代議員選挙（予備代議員選挙を含む。）へ立候補すること
  - (2) 定款第12条第5項によって代議員の選挙を行うこと及び同条第9項の予備代議員の選挙を行うこと
  - (3) 役員選任規程第5条によって会長選挙への立候補すること
  - (4) 役員選任規程第6条によって副会長候補者となること
  - (5) 委員会等規程第6条によって委員会の委員になること（ただし、同条ただし書きに該当する場合を除く。）
- 4 正会員は第14条第1項の本会のサービスを利用することができる。

### (賛助会員)

第4条 賛助会員は、本会の運営には直接関与しないが、本会の事業目的に賛同し、事業の充実及び推進のために入会した者とする。

- 2 賛助会員は第14条第2項の本会のサービスを利用することができる。

### (会費)

第5条 正会員及び賛助会員の会費は、別表のとおりとする。

- 2 会費は、年会費とする。ただし、年度途中で入会又は退会した場合、次のとおりとする。

入退会の時期	4～9月（上半期）	10～3月（下半期）
1. 入会	年会費全額	年会費×1/2
2. 退会	年会費×1/2	年会費全額

- 3 前2項に定める会費のうち、使途を特定しないで徴収した会費については、少なくともその2分の1を公益目的事業に充てなければならない。ただし、施行日前に徴収した会費は、この限りでない。
- 4 本会は、定款第11条の規定により、正会員が既に納入した会費、その他の拠出金品は、過誤納による場合のほかこれを返還しない。

(会費算定の基準日)

第6条 会費算定の基準日は、毎年4月1日とする。

(会費の納入方法及び納期)

第7条 会員は、原則として毎年5月末日までに預金口座振替により会費を納入しなければならない。ただし、入会初年度については、第2項に規定する振込により会費を納入することとする。

- 2 会員は、前項本文の預金口座振替を希望しない場合、請求書受領後、2か月以内に振込により本会の銀行口座又は郵便振替口座に会費を納入するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本会が正会員の会費徴収の事務を都道府県等組織体に依頼する場合には、当該正会員は、当該都道府県等組織体を通じて、原則として毎年5月末日までに会費を納入するものとする。

(入会の申込み)

第8条 正会員として入会を希望する者は、本会ホームページから入会登録情報を入力するとともに、都道府県等組織体に入会申込を行い、当該都道府県等組織体を経由して記入押印した入会申込書（様式1）を本会へ提出するものとする。なお、ホームページを利用できない場合は、入会申込書を提出することで足りる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項に該当する者は、正会員2人の推薦書（様式2）を添付のうえ記入押印した入会申込書（様式1）を本会へ直接提出するものとする。
- 3 賛助会員として入会を希望する者は、記入押印した入会申込書（様式3）を本会へ直接提出するものとする。
- 4 本会は、入会申込書を受領した後、仮承認の会員登録を行い、会員番号等を入会希望者に送付する。その後、最初に開催する理事会で承認され次第、正式に入会を承認する。

(契約の成立)

第9条 会員契約は、会員が前条の方法で申込みを行い、入会承認通知書（正式承認）を受理した時点で成立する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約は無効とする。

- (1) 当該施設又は事業所の代表者又は開設準備者以外の第三者が申込を行なっていた場合
  - (2) 申込みの際に虚偽の届出をした場合
- 2 入会日は、本会が入会申込書を受領した日の属する月の翌月1日とする。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、入会申込書受理通知書（仮承認）の到着時から、第14条の

本会のサービスを利用することができます。

(登録内容の変更)

第10条 会員は登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会あてに変更の旨を連絡することとし、変更しないことについて発生した不利益は会員の責任とする。

- 2 変更の連絡は、原則として、本会ホームページから変更情報を入力することにより行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、ホームページを利用できない場合は、記入押印した変更届（様式4又は様式4の2）を本会へ提出するものとする。

(退会等)

第11条 会員は、退会する場合、原則として30日前までに都道府県等組織体を経由して記入押印した退会届（様式5又は様式5の2）を本会に提出しなければならない。ただし、当該都道府県等組織体に入会していないか又は当該都道府県等組織体に入退会事務を委託していない場合の会員等については、本会へ直接提出するものとする。

- 2 前項による退会日は、本会が退会届を受領した日の属する月の末日とし、会員は、その翌日に会員資格を喪失する。ただし、会員が退会を希望する日が本会が退会届を受理した日より後の場合は、当該希望日の属する月の末日を退会日とする。
- 3 会員は、定款第8条第1項第3号又は第4号の事由により会員資格を喪失する場合、様式5を様式6に代えて第1項の手順により速やかにその旨を本会に届出なければならない。ただし、資格喪失届の提出がないときは、後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき又は死亡し、若しくは失踪宣告を受けたときから、当該会員の後任者が会員資格を引き継ぐものとする。
- 4 本会は、会員が定款第8条第1項第5号又は第7号に該当すると判断した場合、文書により通告し、本契約を解約するものとする。

(所属を退職等した場合の会員資格の引き継ぎ)

第12条 会員が定款第8条第1項第2号ないし第4号の事由に該当して会員資格を喪失する場合、会員の所属する施設・事業所内の後任者（以下、「後任者」という。）は定款第8条第2項により会員資格を引き継ぐことができることから、本会はこの規定を積極的に周知するとともに、定款第8条第1項第2号に該当する会員は後任者に対して会員資格の引き継ぎを行うよう努めるものとする。

- 2 後任者が会員資格を引き継ぐことを了承した場合、会員の退会、会員資格喪失及び後任者の新規入会の手続きを省略し、会員又は後任者が正会員変更届（様式4）によって本会に届出ることで足りるものとする。

(休会)

第13条 正会員において、災害等の不可抗力によってその施設・事業所の事業を一時期休止せざるを得ないなど特別な事情が認められる場合、当該正会員からの申し出に基づいて、常

- 任理事会においてその休会を承認することができる。
- 2 第1項の申し出は任意の様式により都道府県等組織体を経由して行うものとする。
  - 3 休会は、第1項によって会長が承認した休会日から、当該年度の3月31日まで、又は休会中の者から前項の規定に準じて復帰の申し出がなされこれによって会長が承認した復帰日の前日までとする。ただし会長は、復帰の申し出がされない場合であって第1項の特別な事情が継続していると認める場合は、1年度単位で休会の延長を承認することができる。
  - 4 休会の間の会費は免除する。ただし年度の途中で休会又は復帰した場合の会費については、承認された休会日又は復帰日をそれぞれ退会日又は入会日とみなして第5条第1項及び第2項を適用した場合の額とする。
  - 5 休会の間は、第14条の本会のサービスを利用することができる。なお、第3条第3項各号の事項を行うことはできない。

(サービス内容)

第14条 本会は、正会員に次のサービスを提供する。ただし、施設種別等により、サービスの提供範囲、内容等が異なる場合がある。

- (1) 機関誌その他刊行物の送付
  - (2) メールマガジンの送信
  - (3) 本会ホームページ正会員用ページの閲覧
  - (4) 郵便、FAX、電子メール等による本会活動、老人福祉施策等の情報提供
  - (5) 本会が実施する調査・研究事業に関する資料、報告書等の提供
  - (6) 本会が主催する会議、研修会、全国大会等への参加、研修資料の提供
  - (7) 本会が実施する相談支援
  - (8) 本会の収益事業等（共益事業を含む。）に該当する物品の販売等のサービス
- 
- 2 本会は、賛助会員のうち法人会員に対して次の第1号から第7号のサービスを提供する。また、賛助会員のうち個人会員に対しては第1号から第3号のサービスを提供する。
    - (1) 機関誌その他刊行物の送付
    - (2) メールマガジンの送信
    - (3) 本会ホームページ賛助会員用ページの閲覧
    - (4) 本会ホームページバナーなど各種の広報媒体における会員価格での広告掲載
    - (5) 本会ホームページの賛助会員広告ページにおける製品・サービス紹介
    - (6) ダイレクトメール用正会員宛名シール（住所及び施設名を記載する。以下同じ。）の提供（年1回程度）
    - (7) 本会正会員との情報交換会等への出席

(会員規約・サービス内容の変更)

第15条 本会は、会員規程及びサービス内容を本会ホームページにおいて公開する。会員規程及びサービス内容を追加・削除・変更した場合には、本会ホームページにおいて告知す

る。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 会員は、その権利を第三者に譲渡・貸与してはならない。

(秘密保持)

第17条 本会は、会員に関する情報及びサービスの提供上知り得た情報を他に開示、漏洩せず、サービスの提供に必要な範囲を超えて使用しない。ただし、相互の連絡及び事業の調整を行うため、都道府県等組織体に対し情報を提供することがある。

- 2 前項に関わらず、本会は、正会員の同意のうえ、賛助会員に対して、第14条第2項(6)に定める正会員宛名シールの提供を行う。
- 3 本会は、会員情報のうち、個人情報については、別に定める規程に基づき管理する。

(禁止事項)

第18条 会員は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 本会又は他者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (2) 他者の財産、権利、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (3) 他者を差別、誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又はその恐れのある行為
- (5) 本会に損害を与える行為、又はその恐れのある行為
- (6) 本会の定款及び規程等に定められた意思決定や業務執行の手続きに反する行為
- (7) 他者になりすましてサービスを利用、又は情報提供する行為
- (8) 本会の許可を得ず、本会の事業と競業、又は競業する恐れのある事業を行う目的で、本会が提供する情報を使用すること

(契約の期間)

第19条 契約期間は入会日より当該年度の3月31日までとする。ただし、契約期間満了の30日前までに会員から退会届の提出又は本会から解約通知書の送付がない限り、以後毎年所定の会費を支払うことにより契約が継続するものとする。

(損害賠償)

第20条 本会は、会員が第18条の禁止事項に違反し、又はその他の事由により、本会に損害を与えたときは、会員に対しその賠償を求めることができる。

(免責)

第21条 本会は、会員がサービスを利用することにより、又は利用できることにより第三者との間で生じたトラブル等に関して一切の責任を負わないものとする。

(規程の変更)

第22条 この規程の改廃は、理事会の議を経、総会の承認を得て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、本会の設立許可のあった日（平成 18 年 6 月 29 日）から施行する。
- 2 本会設立初年度については、第 4 条の規定にかかわらず、入会金の徴収を行わないものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条にある「公益社団法人全国老人福祉施設協議会」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行するものとし、それまでの間は「社団法人全国老人福祉施設協議会」と読み替えるものとする。

附 則

この改正規程は、平成 22 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成 26 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 28 日より施行する（ただし、各様式の改正は令和 3 年 1 月 1 日より適用し、別表の改正後の会費額は令和 3 年 4 月 1 日より適用する）。

附 則

この規程の変更は、令和 4 年 6 月 13 日から施行する（ただし、各様式及び別表の改正後の会費額は令和 4 年 7 月 1 日より適用する）。



# 全国老施協は、 高齢者福祉・介護の現場の声を国に届け、 現場を強力にサポートします。

## 主な入会メリット

### 1 高齢者福祉・介護に関する 最新情報と解説



### 2 高齢者福祉・介護の 制度政策要望の実現



### 3 施設経営に対する支援



### 4 現場職員に対する支援



詳しくは裏面をご覧ください

全国老施協は、全国11,000の施設・事業者から構成される高齢者福祉・介護関係で日本最大の公益法人です。  
高齢者福祉・介護の未来をひらいていくためには、あなたの声を仲間と一緒に国に届けることが必要です。



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705





## メリット 1 高齢者福祉・介護に関する最新情報と解説

高齢者福祉・介護の政府の制度政策の動向や介護現場の情報について、他のどこよりも早く把握し、わかりやすい専門的解説をつけて会員限定で提供しています（月刊誌・メールマガジン・ホームページ・SNSなど）。

最近では、新型コロナ、介護報酬改定、LIFE関係の情報について厚労省の担当者からダイレクトに情報を集め、最も詳しく最も早くお伝えしています。



## メリット 2 高齢者福祉・介護の制度政策要望の実現

高齢者福祉・介護の制度政策に関する現場の要望をきめ細かく把握し、厚労省との太いパイプを通じて国に伝えて実現させています。

最近では、介護職員に対する慰労金の支給や令和3年度介護報酬改定による0.7%アップは、全国老施協の要望の成果です。あなたの声が国にストレートに届きます。



## メリット 3 施設経営に対する支援

### ① 新型コロナの感染防護用品の提供など

新型コロナの感染防護用品の確保難の中で、これを確保して会員に提供いたしました。そのほか、感染発生施設への他施設からの応援体制の支援、見舞金の支給、自然災害発生施設への応援の支援なども進めています。

### ② 経営相談

介護保険制度等の各種制度や経営問題についてWeb・電話・メールで相談を受け付け、専門家や厚労省から回答を得ることができます。特に、LIFE、新型コロナの検査、法律問題については特設窓口を設けています。デイサービス、養護、軽費・ケアハウスの経営ノウハウの提供にも力を入れています。

### ③ 研修会・セミナー

介護保険制度上受講が必須となる研修をはじめ、介護報酬の加算算定のノウハウ提供、若手経営者の育成支援、現場介護職員の専門性を高めることなどを目的とした各種研修を実施しています（動画ライブ型、動画オンデマンド配信型、集合型があります）。

### ④ 介護人材確保対策

介護人材の確保を目的とした、施設管理者向けの人材確保ノウハウのセミナーや、離職した介護職の職場復帰プログラムなど各種のサービスを提供しています。

### ⑤ 各種調査研究・実証とその成果の提供

認知症BPSDに対する専門的対応、介護現場でのICT導入、外国人介護人材の受け入れ、介護報酬加算の算定、LIFEへの対応など、介護現場で必要とする各種のノウハウ・情報等について、各種調査研究・実証を行って、他では得られない実践的知見を会員に提供しています。



## メリット 4 現場職員に対する支援

現場職員の方の専門性向上、メンタルヘルス、相互コミュニケーションのための各種サービスを実施しています。

ケアの専門性・質の向上のためのセミナーや会計実務研修などの研修、LINEを使った専門家によるメンタル相談、現場職員が相互にコミュニケーション・情報交換ができるスマホアプリの開発・提供などをすすめています。



社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

# 総合研修センター



資料10-6

## 令和7年12月配信 福祉職員向け研修のご案内

地域の明日をささえる  
福祉の研修



社会福祉法人川崎市社会福祉協議会  
総合研修センター

〒210-0024

川崎市川崎区日進町5-1

川崎市複合福祉センター ふくふく2階

T E L : 044-223-6509 F A X : 044-223-6598

開所時間

火曜日～土曜日 9:00～17:00 (受付8:30～)

※日曜日・月曜日・祝祭日・年末年始はお休みとなります

日	月	火	水	木	金	土
休	休	●	●	●	●	●

# 高齢者施設での虐待リスクを 構造的に把握する視点

～発生予防のために～

日 時: 令和 8年 1月 15日 (木) 13:30 ~ 16:00

定 員: 40名 (先着順)

締 切: 令和 7年 12月 18日 (木)

受講料: 無料

内 容: [https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu\\_detail.php?id=125](https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu_detail.php?id=125)

講 師 須田 仁 氏

聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科  
准教授

研修番号 A24



お申込み

# 知っておきたい パーキンソン病の基礎知識

日 時: 令和 8年 1月 17日 (土) 13:30 ~ 16:30

定 員: 40名 (先着順)

締 切: 令和 8年 1月 7日 (水)

受講料: 無料

内 容: [https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu\\_detail.php?id=142](https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu_detail.php?id=142)

講 師 北薙 久雄 氏

川崎市立川崎病院  
脳神経内科部長

研修番号 A13



お申込み

# よい安全な入浴のための確認 ～介助のポイント～

日 時: 令和 8年 1月 20日 (火) 13:30 ~ 16:30

定 員: 18名 (先着順)

締 切: 令和 7年 12月 22日 (月)

受講料: 無料

内 容: [https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu\\_detail.php?id=135](https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu_detail.php?id=135)講 師 阿保 友和 氏  
オーダーメイド介護サービス  
ケアビレッジ

研修番号 A18



お申込み

# 外出支援技術フォローアップ研修

日 時: 令和 8年 2月 3日 (火) 13:30 ~ 16:00

定 員: 40名 (先着順)

締 切: 令和 8年 1月 12日 (月)

受講料: 無料

内 容: [https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu\\_detail.php?id=122](https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu_detail.php?id=122)小森 晃 氏  
筑波大学兼任講師

講 師

小田 恵 氏  
視覚障害当事者

研修番号 A42



お申込み

# 認知症介護対応力向上研修 ～認知症介護におけるチームケア～

日 時: 令和 8年 2月 12日 (木) 13:30 ~ 16:00

定 員: 40名 (先着順)

締 切: 令和 8年 1月 15日 (木)

受講料: 無料

内 容: [https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu\\_detail.php?id=157](https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu_detail.php?id=157)講 師 高橋 大介 氏  
合同会社ひまわり  
訪問介護かがやき 管理者  
認知症介護指導者

研修番号 A40



お申込み

# 多文化理解を考える 外国人利用者支援・相談者対応時に役立つポイント

日 時: 令和 8年 2月 18日 (火) 13:30 ~ 16:30  
定 員: 40名 (先着順)  
締 切: 令和 8年 2月 4日 (水)  
受講料: 無料  
内 容: [https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu\\_detail.php?id=158](https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu_detail.php?id=158)

講 師 神保 リリバス 氏  
かわさき多文化共生  
プラザ相談員  
孔 敏淑 氏  
川崎市多文化共生社会推進協議会委員  
木村 有孝 氏  
多文化高齢社会ネットかながわ

研修番号 A48



お申込み

## 困窮者支援の現状と 生活保護制度との関わり方

日 時: 令和 8年 2月 19日 (水) 13:30 ~ 16:30  
定 員: 40名 (先着順)  
締 切: 令和 8年 1月 22日 (木)  
受講料: 無料  
内 容: [https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu\\_detail.php?id=154](https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu_detail.php?id=154)

講 師 鈴木 晶子 氏  
認定NPO法人フリースペースたまりば事務局長  
一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事

研修番号 A47



お申込み

## 第5回川崎市認知症介護基礎研修

※ 令和6年度より、無資格で就労している介護職員は本研修の受講が義務化されました。

日 時: 令和 8年 2月 21日 (土) 9:00 ~ 16:30  
定 員: 30名 (先着順)  
締 切: 令和 8年 2月 6日 (金)  
受講料: 4,000円  
内 容: [https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu\\_detail.php?id=175](https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu_detail.php?id=175)

研修番号 NK5



お申込み

## 支援の難しい障害のある利用者対応 ～踏み込んだ支援と許されない虐待の線引き

日 時: 令和 8年 2月 24日 (火) 13:30 ~ 14:30  
定 員: 40名 (先着順)  
締 切: 令和 8年 1月 30日 (金)  
受講料: 無料  
内 容: [https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu\\_detail.php?id=162](https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu_detail.php?id=162)

講 師 野澤 和弘 氏  
植草学園大学 副学長  
毎日新聞客員編集委員

研修番号 A25



お申込み

## つながる、巻き込む、支えあう 専門職による地域づくりの実践例

日 時: 令和 8年 2月 25日 (水) 13:30 ~ 16:30  
定 員: 40名 (先着順)  
締 切: 令和 8年 1月 31日 (土)  
受講料: 無料  
内 容: [https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu\\_detail.php?id=151](https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu_detail.php?id=151)

講 師 宮下 公美子 氏  
介護福祉ライター・社会福祉士  
公認心理師・臨床心理士

研修番号 A46



お申込み

044-223-6509  
受付 /8:30 ~ 17:00 開所 /少囁~土曜  
(祝日を除く)

研修に関する詳しい情報は内容にアクセスまたは電話にてお問合せください。

R7.12

# 更生保護における司法と福祉の連携

研修番号 A49

日 時: 令和 8年 2月 27日 (金) 15:00 ~ 16:30  
 定 員: 40名 (先着順)  
 締 切: 令和 8年 1月 30日 (金)  
 受講料: 無料  
 内 容: [https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu\\_detail.php?id=161](https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu_detail.php?id=161)

牧田 奈津子 氏  
 横浜保護観察所  
 处理部門統括保護観察官  
 前田 恵美子 氏  
 神奈川県地域定着支援センター



お申込み

## 2025（令和7）年度 福祉用具展示・相談会（案）

### 1 主旨

- ・福祉用具、機器の周知と関係機関・団体とのつながりの場を提供すること
- ・実際にみて、触れて、気になることを専門家に直接相談する機会を提供すること
- ・市民が福祉用具について関心をもち、関係機関・団体とつながるきっかけとすること
- ・市民が「福祉」を自分事として捉えてもらう機会とすること

### 2 テーマ

自分のため、家族のため、気になるあの人のために…  
転ばぬ先の“福祉用具”生活に役立つ福祉用具をもっと身边に！

### 3 日時

2026年 3月7日（土）10時00分～14時30分

### 4 会場

川崎市川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センターふくふく  
1階 地域交流室、2階 総合研修センター研修室及び介護実習室等

### 5 内容

川崎市福祉サービス協議会 会員事業所出展：調整中（参考）R5:9社、R6:11社  
ウェルテック紹介企業出展：調整中（参考）R6:4社

#### ※その他催事

- ①認知症関連ブース：VR体験：認知症（レビー型）体験・発達障害（ADHD, ADS）体験  
日常生活課題をテーマにした生活実践認知トレーニング  
「暮らしの脳トレ」を体験 ※ニッセイ情報テクノロジー協力
- ②個別ミニ相談会：ちょっと困った！を専門家に相談  
→福祉のお仕事相談：人材バンク  
→介護・福祉よろず相談：川崎市福祉サービス協議会  
→終活（相続や遺言）相談：行政書士まつはし事務所
- ③健康チェック：骨密度、血管年齢・ストレス測定
- ④飲食等の販売：障害福祉施設事業協会様へ協力依頼  
→川崎市内作業所等の手工芸品やアクセサリーなどを販売  
→キッチンカー2台  
→川崎の地場野菜販売
- ⑤会場内体験ブース：来場者が楽しめるスペース  
→キッズスペース：折り紙、入浴スペースを活用したゲーム  
→己書体験  
→缶バッチ作り
- ⑥スタンプラー：会場内 6ブースで押印  
→（景品）似顔絵3か所など

※入退場自由、入場・体験・相談無料

見て・触れて、聞く・知るを体験！

令和  
6年度

# 福祉用具 展示・相談会

自分のため、家族のため、気になるあの人のために…  
生活に役立つ福祉用具をもっと身近に！

2025 3/8 [土] 10:00～14:30

入退場自由  
入場・参加・相談  
無料  
贈品プレゼントあり



大好評！  
スタンプラリー  
景品は①似顔絵  
②フェイスペイント  
③似顔絵紙切りなど  
※先着順

自分事として  
体験してみませんか  
仮想空間VR体験  
(認知症・発達障害)  
※13歳以上、人数制限あり

川崎市複合福祉センターふくふく（川崎区日進町5-1）

1階 地域交流室 / 2階 総合研修センター研修室 及び 介護実習室

VRによる認知症・発達障害の世界の体験、福祉用具の選び方や使用方法、介護・福祉の相談、終活（相続・遺言）、後見相談など、経験豊富な専門職員がご説明します。

介護・福祉用具に関心のある方はどなたでも、お気軽にお越しください！ **※当日の販売は行いません**

## 展示内容

ベッドと周辺用具、排泄関連用具、入浴補助用具、車椅子と付属品、歩行器、かわさき基準（KIS）認証福祉製品など

問い合わせ先 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 総合研修センター（火～土曜日 9:00～17:00 ※祝祭日除く）

Tel.044-223-6509 Fax.044-223-6598

共催 川崎市福祉サービス協議会

協力 川崎市老人福祉施設事業協会/川崎市障害福祉施設事業協会



## 対象

- 歩行やトイレ、入浴の際に不安のある方、普段の生活の中で手助けや介助が必要な方、そのご家族
- 福祉用具の購入やレンタルを考えている方
- 介護、福祉用具等に興味、関心のある方 など

どなたでも  
ご参加  
いただけます!!



## VR体験

認知症の症状・発達障害特性をのぞいてみませんか  
**VR技術で自分ごととして仮想現実体験**

## 健康チェック

軽度認知症（MCI）チェック  
血管年齢・ストレス測定

入退場自由  
入場・参加・相談  
**無料!!**

## 個別三二相談会

ちょっと困った！を専門家に相談してみませんか

- 〈福祉のお仕事相談〉川崎市福祉人材バンク
- 〈介護・福祉よろず相談〉フジケンシルバーサービス
- 〈相続・遺言・後見相談〉税理士事務所 SP Profession

相続や遺言、  
後見について  
知りたい

## 飲食等の販売

※売り切れ次第、終了  
川崎市高津区の新鮮地場野菜販売  
街のキッチンカー ごんてつさんのかわいいデコわっふる  
スパイシアさんのスパイスカレー

## ふれあい製品

※売り切れ次第、終了  
川崎市内の作業所等で作製した手工芸品やアクセサリー  
クッキー、焼き菓子などを販売  
〈出店施設〉手作り工房ウィンドウ、北部（百合丘）日中活動センター  
でんでん、夢屋、糸くるま、レジネス、Lupinus ほか

家の  
生活が不安  
介護の制度が  
知りたい

＼試供品あり／

おむつは  
ちょっと…でも不安  
大人用オムツの  
実演説明



## 会場までのアクセス

川崎市複合福祉センターふくふく 川崎市川崎区日進町5-1 2階



## 電車

**JR**… 川崎駅 徒歩 15 分

**京急**… 八丁畷駅 徒歩 10 分

## バス

**川崎市バス**… 「川崎小学校前」下車 徒歩 6 分

**臨港バス**… 「川崎小学校前」下車 徒歩 4 分